令和８年第２回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日　時：令和８年８月３日（月）
　　午後１時３０分～
場　所：本庄市役所大会議室

１　開　　会

２　あ い さ つ

３　新委員の紹介

４　議　　事

審議事項（１）令和７年度国民健康保険特別会計決算について【資料１】

（２）令和８年度国民健康保険特別会計９月補正予算について【資料２】

報告事項（１）本庄市国民健康保険税条例の一部改正について

５　そ　の　他

６　閉　　会

R8.4.1

本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿

（敬称略・順不同）

選出区分（本庄市国民健康保険条例第2条第1項）		氏名	推薦団体（所属）等	任期
第１号委員	被保険者を代表する委員	坂本　浩	本庄市自治会連合会	R8.1.10～R11.1.9
		小関　信男	本庄市自治会連合会	R8.1.10～R11.1.9
		新井　千奈美	本庄商工会議所	R8.1.10～R11.1.9
		卜部　真紀	児玉商工会	R8.1.10～R11.1.9
		森　佳子	公募	R8.1.10～R11.1.9
第２号委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	澁谷　修一郎	本庄市児玉郡医師会	R8.1.10～R11.1.9
		中村　哲哉	本庄市児玉郡医師会	R8.1.10～R11.1.9
		荻野　隆史	本庄市児玉郡医師会	R8.1.10～R11.1.9
		矢代　享一	本庄市児玉郡歯科医師会	R8.1.10～R11.1.9
		林　勇毅	本庄市児玉郡薬剤師会	R8.1.10～R11.1.9
第３号委員	公益を代表する委員	山田　高史	本庄市議会	R8.2.13～R11.1.9
		広瀬　伸一	本庄市議会	R8.2.13～R11.1.9
		小暮　純一	事務局推薦	R8.1.10～R11.1.9
		石川　悦男	事務局推薦	R8.1.10～R11.1.9
		田島　美佐夫	事務局推薦	R8.1.10～R11.1.9
第４号委員	被用者保険等保険者を代表する委員	多田　直紀	全国健康保険協会埼玉支部	R8.1.10～R11.1.9
		茅野　慶典	公立学校共済組合埼玉支部	R8.4.1～R11.1.9
		石﨑　篤史	さいしん健康保険組合	R8.1.10～R11.1.9

資料１

令和7年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込

［歳　入］

項　　目			当初予算額	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
01 国民健康保険税			1,550,454,000	1,550,454,000	1,601,128,717	50,674,717
	一般被保険者	現年 医療	1,017,194,000	1,017,194,000	1,041,981,012	24,787,012
		現年 支援	359,352,000	359,352,000	370,698,551	11,346,551
		現年 介護	134,688,000	134,688,000	136,256,059	1,568,059
		過年 医療	24,968,000	24,968,000	33,340,228	8,372,228
		過年 支援	9,350,000	9,350,000	12,438,742	3,088,742
		過年 介護	4,902,000	4,902,000	6,414,125	1,512,125
02 国庫支出金			1,000	13,469,000	13,543,000	74,000
	災害臨時特例補助金		1,000	1,000	75,000	74,000
	子ども・子育て支援事業補助金		0	13,420,000	13,420,000	0
	社会保障・税番号システム整備費補助金		0	48,000	48,000	0
03 県支出金			5,713,062,000	5,761,508,000	5,382,522,135	△ 378,985,865
	保険給付費等交付金	普通交付金	5,621,680,000	5,651,916,000	5,275,133,135	△ 376,782,865
		特別交付金	91,382,000	109,592,000	107,389,000	△ 2,203,000
04 財産収入			5,000	414,000	413,630	△ 370
	国保財政調整基金積立金利子		5,000	414,000	413,630	△ 370
05 繰入金			718,494,000	614,247,000	593,266,020	△ 20,980,980
	保険基盤安定	保険税軽減	197,064,000	184,827,000	184,826,960	△ 40
		保険者支援	134,864,000	138,679,000	138,678,930	△ 70
	未就学児均等割保険税繰入金		2,939,000	3,019,000	3,018,352	△ 648
	産前産後保険税繰入金		1,463,000	925,000	925,369	369
	職員給与費等		145,047,000	150,804,000	134,484,916	△ 16,319,084
	出産育児一時金等		16,666,000	16,666,000	12,004,840	△ 4,661,160
	財政安定化支援事業		25,467,000	25,596,000	25,595,653	△ 347
	その他一般会計繰入金		0	0	0	0
	国民健康保険財政調整基金繰入金		194,984,000	93,731,000	93,731,000	0
06 繰越金			1,000	150,695,000	150,695,880	880
	前年度繰越金		1,000	150,695,000	150,695,880	880
07 諸収入			7,404,000	7,404,000	7,885,271	481,271
	延滞金		2,400,000	2,400,000	4,115,155	1,715,155
	過料		1,000	1,000	0	△ 1,000
	雑入	第三者	5,000,000	5,000,000	1,191,263	△ 3,808,737
		不当利得	2,000	2,000	2,578,853	2,576,853
		雑入	1,000	1,000	0	△ 1,000
合　　計			7,989,421,000	8,098,191,000	7,749,454,653	△ 348,736,347

［歳　出］　　（単位：円）

項　　目		当初予算額	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較	執行率
01 総務費		145,047,000	164,224,000	148,472,116	15,751,884	90.4
	職員給与費	93,246,000	96,604,000	91,969,300	4,634,700	
	会計年度任用職員給与費	9,831,000	11,710,000	11,623,418	86,582	
	一般事務費	8,456,000	22,396,000	19,426,985	2,969,015	
	国保事務電算処理委託事業	16,197,000	16,197,000	12,497,928	3,699,072	
	計	127,730,000	146,907,000	135,517,631	11,389,369	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	978,000	978,000	944,871	33,129	
	計	978,000	978,000	944,871	33,129	
	賦課事業	10,205,000	10,205,000	7,107,709	3,097,291	
	徴収事業(収納課)	5,389,000	5,389,000	4,542,420	846,580	
	計	15,594,000	15,594,000	11,650,129	3,943,871	
	運営協議会事務費	745,000	745,000	359,485	385,515	
	計	745,000	745,000	359,485	385,515	
02 保険給付費		5,653,291,000	5,683,527,000	5,272,888,313	410,638,687	92.8
	療養給付費	4,838,753,000	4,838,753,000	4,460,706,000	378,047,000	
	療養費	47,710,000	56,296,000	49,268,928	7,027,072	
	診療報酬請求明細書審査事務費	11,551,000	11,551,000	10,298,245	1,252,755	
	高額療養費	722,366,000	744,016,000	728,534,452	15,481,548	
	高額介護合算	1,200,000	1,200,000	416,288	783,712	
	移送費	100,000	100,000	0	100,000	
	計	5,621,680,000	5,651,916,000	5,249,223,913	402,692,087	
	出産育児一時金	25,000,000	25,000,000	18,007,260	6,992,740	
	出産育児一時金支払手数料	11,000	11,000	7,140	3,860	
	葬祭費	6,500,000	6,500,000	5,650,000	850,000	
	傷病手当金	100,000	100,000	0	100,000	
	計	31,611,000	31,611,000	23,664,400	7,946,600	
03 国保事業費納付金		2,082,793,000	2,082,793,000	2,082,792,303	697	99.9
	医療分	1,404,374,000	1,404,374,000	1,404,373,537	463	
	後期支援分	508,491,000	508,491,000	508,490,849	151	
	介護納付金分	169,928,000	169,928,000	169,927,917	83	
04 保健事業費		91,282,000	89,649,000	80,132,789	9,516,211	89.4
	特定健康診査等事業費(健康推進課)	66,803,000	63,841,000	57,332,434	6,508,566	
	計	66,803,000	63,841,000	57,332,434	6,508,566	
	保健事業事務費	2,305,000	2,305,000	2,293,260	11,740	
	人間ドック助成金	13,871,000	13,871,000	12,410,456	1,460,544	
	健康づくりチャレンジポイント事業	3,255,000	3,255,000	2,023,605	1,231,395	
	データヘルス事業	2,495,000	2,495,000	2,242,144	252,856	
	糖尿病性腎症重症化予防事業	2,553,000	3,882,000	3,830,890	51,110	
	計	24,479,000	25,808,000	22,800,355	3,007,645	
05 国保財政調整基金積立金		5,000	414,000	413,630	370	99.9
06 諸支出金		14,003,000	74,584,000	70,339,216	4,244,784	94.3
	還付金	14,000,000	14,000,000	9,755,933	4,244,067	
	返還金	3,000	60,584,000	60,583,283	717	
07 予備費		3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	0.0
合　　計		7,989,421,000	8,098,191,000	7,655,038,367	443,152,633	94.5

歳入歳出差引残額　94,416,286円

資料２

令和8年度国民健康保険特別会計予算総括表（9月補正案）

歳入

（単位：千円）

項目			当初予算	9月補正	予算現額	説明
保険税	現年度分	医療	1,117,721		1,117,721	◆ 国民健康保険税率
		支援	431,326		431,326	
		介護	140,959		140,959	
		(新)子ども・子育て支援金	43,843		43,843	
	過年度分	医療	17,630		17,630	
		支援	6,597		6,597	
		介護	3,375		3,375	
国庫支出金	災害臨時特例補助金		1		1	※1
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,409,668		5,409,668	市が支払う保険給付費分が交付されるもの
		特別交付金	105,382	443	105,825	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの
財産収入			250	23	273	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	184,826		184,826	低所得者等の軽減額(7･5･2割）に対して県が3/4を補助するもの
		保険者支援分	138,678		138,678	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの
	未就学児均等割保険税		3,018		3,018	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの
	職員給与費等		151,472	-14,561	136,911	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの
	産前産後保険税		925		925	※2
	出産育児一時金等				0	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの
	財政安定化支援事業		25,596		25,596	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの
	国民健康保険財政調整基金繰入金		94,768		94,768	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの
繰越金			20,000		20,000	前年度繰越金
諸収入	延滞金		2,400		2,400	保険税延滞金
	過料		0		0	条例に違反した場合に科せられる罰則金
	雑入	第三者納付金	5,000		5,000	第三者行為求償金
		不当利得返納金	1		1	資格喪失後受診等による医療費の返納金
		保険課雑入	1		1	雑入

◆ 国民健康保険税率

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割	7.26 %	2.83 %	2.33 %	0.29 %
均等割	43,054 円	16,372 円	16,534 円	1,772 円
18歳以上均等割				143 円

歳入総額	7,903,437	-14,095	7,889,342

※1　東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

※2　出産被保険者の産前産後一定期間に係る所得割、均等割保険税の相当額について公費補填するもの（負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）

◆ 加入状況（令和8年7月1日現在）

区分	一般被保険者（加入割合）	市全体
加入者数	15,161　（20 %）	75,870人

歳出

（単位：千円）

項目			当初予算	9月補正	予算現額	説明
総務費	一般管理費	職員給与費	111,658	-14,561	97,097	国保事務に従事する職員の給与
		会計年度任用職員給与費	0		0	国保事務に従事する会計年度任用職員の給与
		一般事務費	9,874	443	10,317	国保事業の運営全般に係る経費
		国保事務電算処理委託事業	14,286		14,286	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		953		953	国保連合会に納付する保険者負担金
	賦課事業		8,984		8,984	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等
	徴収事業		4,971		4,971	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等
	運営協議会事務費		746		746	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金
保険給付費	療養給付費		4,650,000		4,650,000	被保険者の医療費のうち保険者負担分
	療養費		47,710		47,710	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち、保険者負担分
	診療報酬請求明細書審査事務費		11,058		11,058	レセプトの審査支払手数料等
	高額療養費		700,000		700,000	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの
	高額合算療養費		800		800	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの
	移送費		100		100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの
	出産育児一時金交付金		25,000		25,000	１児につき50万円を限度として支給するもの
	出産育児一時金支払手数料		11		11	直接支払制度における支払手数料（1件210円）
	葬祭費交付金		6,500		6,500	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの
国保事業費納付金	医療給付費分		1,454,946		1,454,946	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの
	後期高齢者支援金分		516,081		516,081	
	介護納付金分		181,537		181,537	
	(新)子ども・子育て支援納付金分		52,255		52,255	
保健事業費	保健事業事務費		3,070		3,070	医療費通知の郵送料（年３回）
	健康づくりチャレンジポイント事業		3,357		3,357	はにぼんチャレンジ（ポイント制度事業）に関する費用
	データヘルス事業		284		284	データヘルス計画の策定事業及び計画に基づく受診勧奨等の費用
	予防検診助成事業		13,671		13,671	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金
	糖尿病性腎症重症化予防事業		4,000		4,000	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用
	特定健康診査等事業費		64,334		64,334	
国民健康保険財政調整基金積立金			250	23	273	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金
諸支出金	保険税還付金		14,000		14,000	保険税の還付金
	返還金		1		1	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等
予備費			3,000		3,000	緊急的な支出に対応するための費用

歳出総額	7,903,437	-14,095	7,889,342

資料３

本庄市条例第１４号

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成１８年本庄市条例第１３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に、「１００分の６．９」を「１００分の７．２６」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第５条中「１９，５００円」を「４３，０５４円」に改める。

第５条の２を削る。

第６条中「１００分の２．９」を「１００分の２．８３」に改める。

第７条中「９，９００円」を「１６，３７２円」に改める。

第８条中「１００分の２．７」を「１００分の２．３３」に改める。

第９条中「１２，４００円」を「１６，５３４円」に改め、同条の次に次の３条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の２　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．２９を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の３　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について、１，７７２円とする。

（１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額）

第９条の４　第２条第５項の１８歳以上被保険者均等割額は、１８歳以上被保険者１人について、１４３円とする。

第２３条第１項各号列記以外の部分中「のいずれか」を削り、「ア及びイ」を「当該各号ア」に、「ウ」を「当該各号イ」に、「並びに同条」を「、同条」に、「エ」を「当該各号ウ」に改め、「１７万円）」の次に「並びに同条第５項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第１号中「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「１３，６５０円」を「３０，１３８円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「６，９３０円」を「１１，４６１円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「８，６８０円」を「１１，５７４円」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，２４１円

オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１０１円

第２３条第１項第２号ア中「９，７５０円」を「２１，５２７円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「４，９５０円」を「８，１８６円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「６，２００円」を「８，２６７円」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８８６円

オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７２円

第２３条第１項第３号ア中「３，９００円」を「８，６１１円」に改め、同号

イを削り、同号ウ中「１，９８０円」を「３，２７５円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「２，４８０円」を「３，３０７円」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　３５５円

オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２９円

第２３条第２項第１号ア中「２，９２５円」を「６，４５８円」に改め、同号イ中「４，８７５円」を「１０，７６４円」に改め、同号ウ中「７，８００円」を「１７，２２２円」に改め、同号エ中「９，７５０円」を「２１，５２７円」に改め、同項第２号ア中「ウ」を「イ」に、「１，４８５円」を「２，４５６円」に改め、同号イ中「ウ」を「イ」に、「２，４７５円」を「４，０９３円」に改め、同号ウ中「ウ」を「イ」に、「３，９６０円」を「６，５４９円」に改め、同号エ中「４，９５０円」を「８，１８６円」に改め、同項に次の１号を加える。

（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号エに規定する金額を減額した世帯　２６６円

イ　前項第２号エに規定する金額を減額した世帯　４４３円

ウ　前項第３号エに規定する金額を減額した世帯　７０９円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　８８６円

第２３条第３項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び１８歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の３号を加える。

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の２の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

の１８歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第９項、第１０項及び第１２項から第１９項までの規定中「、第８条」の次に「、第９条の２」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

本庄市条例第１８号

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成１８年本庄市条例第１３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６６万円」を「６７万円」に改め、同条第５項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第２３条第１項中「６６万円」を「６７万円」に、「同条第５項」を「同条第５項本文」に改め、「当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第２号中「３０万５，０００円」を「３１万円」に改め、同項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同条第３項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

資料　4

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　概要

1　賦課方式及び税率に関する改正

・賦課方式を４方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から２方式（所得割及び均等割）に改め、税率を改定します。（第２条～第９条）

・賦課方式及び税率の改定に伴い、国民健康保険税の７割・５割・２割軽減を受ける場合の額を改めます。（第２３条）

・基礎課税額の限度額を引き上げます。（第２条、第２３条）

・低所得者に対する５割・２割軽減に係る軽減判定所得の算定方法を変更し、対象世帯を拡充します。（第２３条）

2　子ども・子育て支援納付金に関する改定

・国民健康保険税課税額について、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を合算する規定を追加します。（第２条）

・子ども・子育て支援納付金課税額について３万円の限度額を設けます。（第２条、第２３条）

・子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の税率並びに税額を規定します。（第９条の２～第９条の４）

・１８歳未満被保険者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額する規定を追加します。（第２３条）

・国民健康保険税の課税の特例を受ける場合の規定について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を追加します。（附則第９項、第１０項、第１２項～第１９項）

3　施行期日　令和８年４月１日

（裏面あり）

■保険税率の比較

現行税率				
現行	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.90%	20.00%	19,500 円	16,000 円
支援分	2.90%		9,900 円	
介護分	2.70%		12,400 円	
合計	12.50%	20.00%	41,800 円	16,000 円



改定後(2方式)の税率				
改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.26%		43,054 円	
支援分	2.83%		16,372 円	
介護分	2.33%		16,534 円	
合計	12.42%		75,960 円	
↓子ども・子育て支援分新設				
子ども分	0.29%		1,772 円 18歳以上均等割 143 円	
総合計	12.71%		77,875 円	

参考資料

健康保険法等の一部を改正する法律の各施行日

※施行日が確定日付でないものは別途政令で定める

1．より公平な負担の実現、効率的な給付の確保

①一部保険外療養の創設	公布後１年以内（令和９年３月１日施行を想定）
②後期高齢者医療制度における金融所得の勘案	公布後５年以内

2．出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充

①妊娠・出産に対する支援の強化	公布後２年以内
②妊婦健診における経済的負担の軽減	公布後２年以内
③子育て世帯の保険料負担軽減	令和９年４月１日
④全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務の明確化	公布日

3．必要な医療の提供の確保

①高額療養費制度の考慮事項の明確化	令和８年８月１日
②医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援	令和９年４月１日（一部は令和９年１月１日）

4．その他

①協会けんぽに対する国庫補助に係る特例減額	公布日
②国民健康保険組合に係る見直し	令和９年４月１日
③国民健康保険の財政安定化基金に係る見直し	令和９年４月１日

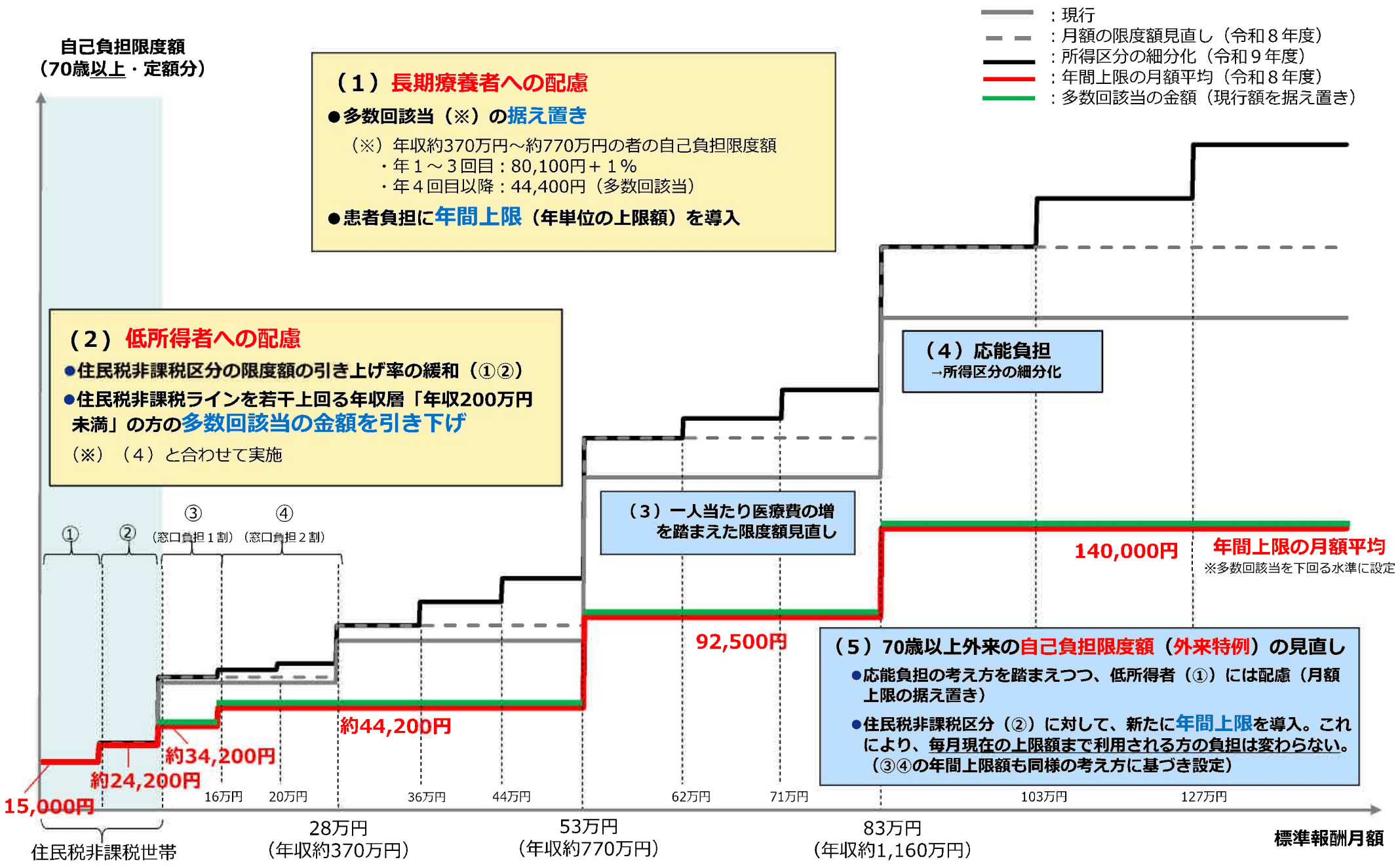
高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例（70歳以上）	月額上限	年間上限	外来特例（70歳以上）	月額上限	年間上限	外来特例（70歳以上）
約1,650万円～（標報：127万円～）	252,600＋1％ <140,100>	－	270,300＋1％ <140,100>	1,680,000（月額平均140,000）	－	342,000＋1％ <140,100>	1,680,000（月額平均140,000）	－
約1,410～約1,650万円（標報：103～121万円）						303,000＋1％ <140,100>		－
約1,160～約1,410万円（標報：83～98万円）						270,300＋1％ <140,100>		－
約1,040～約1,160万円（標報：71～79万円）	167,400＋1％ <93,000>	－	179,100＋1％ <93,000>	1,110,000（月額平均92,500）	－	209,400＋1％ <93,000>	1,110,000（月額平均92,500）	－
約950～約1,040万円（標報：62～68万円）						194,400＋1％ <93,000>		－
約770～約950万円（標報：53～59万円）						179,100＋1％ <93,000>		－
約650～約770万円（標報：44～50万円）	80,100＋1％ <44,400>	－	85,800＋1％ <44,400>	530,000（月額平均約44,200）	－	110,400＋1％ <44,400>	530,000（月額平均約44,200）	－
約510～約650万円（標報：36～41万円）						98,100＋1％ <44,400>		－
約370～約510万円（標報：28～34万円）						85,800＋1％ <44,400>		－
約260～約370万円（標報：20～26万円）	57,600 <44,400>	18,000（年14.4万）	61,500 <44,400>	530,000（月額平均約44,200）（※1）	22,000（年21.6万）	69,600 <44,400>	530,000（月額平均約44,200）	28,000（年21.6万）
約200～約260万円（標報：16～19万円）						65,400 <44,400>		28,000（年21.6万）
～約200万円（標報：～15万円）						61,500 <34,500>	410,000（月額平均約34,200）	22,000（年21.6万）
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	－	36,900 <24,600>	290,000（月額平均約24,200）	－	36,900 <24,600>	290,000（月額平均約24,200）	－
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000（月額平均約24,200）	11,000（年9.6万）	25,700 <24,600>	290,000（月額平均約24,200）	13,000（年9.6万）
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000（月額平均15,000）	8,000	15,700	180,000（月額平均15,000）	8,000

（※１）「～約200万円（標報：～15万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。

（※２）外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定）において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和７年度中に具体的な骨子について合意し、令和８年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

高額療養費制度の見直しについて（イメージ）



【参考資料】

◆国民健康保険税の年間収納率の推移　　単位：%

	R３	R４	R５	R６	R７
現年度分	94.97	94.97	95.36	95.60	96.04
滞納繰越分	27.61	25.80	28.90	38.58	36.90
現年＋滞繰	85.84	86.70	87.28	89.49	91.27